



# 令和8年度国民健康保険税について



国民健康保険（国保）は、いつ起こるか分からない病気やけがに備えて、加入者の皆様で国民健康保険税（国保税）を出し合い、必要な医療費にあてる助け合いの制度です。

このたびは、**令和8年度国民健康保険税納税通知書**をお送りします。記載内容、納付書、納期限などをご確認のうえ、納期限内の納付をお願いします。

## 1 納税通知書の種類について

納付方法により3通りに分かれます。

- ① **普通徴収（納付書での納付）**の方は、納税通知書と納付書（第1～8期で8枚）を同封しております。**全期全納用は廃止になりました。**
  - ② **普通徴収（口座振替）**の方は、納期限に**口座から振替**となりますので、**納付書は同封しておりません。**今回お届けの通知書は税額のお知らせとなります。
  - ③ **特別徴収（年金天引き）**の方は、**年金からの天引き**となりますので、**納付書は同封しておりません。**今回お届けの通知書は、**税額のお知らせ**となります。
- ◆納付方法が、**特別徴収（年金天引き）**から**普通徴収（納付書での納付）**に切り替わる方には、**納付書を同封**しておりますので、ご注意ください。

## 2 納税通知書の宛名は世帯主です

国保税は、**住民票上の世帯主が納税義務者**となり、世帯主が社会保険や後期高齢者医療制度に加入していても、**世帯主あてに納税通知書を送付**しています。加入者ごとの内訳は、納税通知書の国民健康保険税個人明細書・個人別概算保険税額をご覧ください。

## 3 国保税の税率

令和8年度の国保税の税率は、下表のとおりです。国保税は、**医療保険分（基礎課税分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分**の合計です。介護納付金分は、**40歳以上65歳未満**の方にかかります。18歳までは、医療保険分、後期高齢者支援金分の均等割が半額で、子ども・子育て支援納付金分の均等割はかかりません。

	A医療保険分	B後期高齢者支援金分	C介護納付金分	D子ども・子育て支援納付金分
所得割	7.85%	3.50%	2.37%	0.23%
均等割	31,600円 (18歳までは15,800円)	13,700円 (18歳までは6,850円)	16,300円	1,700円 (18歳までは全額軽減)
課税限度額	67万円	26万円	17万円	3万円

※所得割…前年中の所得で変動する部分 ※均等割…1人当たりの定額部分

◆**所得割の計算方法** ※所得割は、次の①～④の順番に計算していきます。

①**収入金額**から必要経費を差し引いて**所得金額**を算出します。

営業所得＝収入－必要経費

給与所得＝給与収入－給与所得控除（※給与所得控除は収入金額で変わります。）

雑所得（公的年金分）＝公的年金収入－公的年金控除（※公的年金控除は、年齢と収入金額で変わります。）

②**総所得金額等**を算出します。地方税法に規定する総所得金額（営業所得、農業所得、不動産所得、給与所得、配当所得、雑所得、一時所得など）、土地・建物等にかかる分離長期・短期譲渡所得、株式等の譲渡・配当所得などの合計金額です。

※分離長期・短期譲渡所得は、特別控除後の額で計算します。

③**課税標準額**を算出します。

課税標準額＝総所得金額等－基礎控除（43万円）

※基礎控除の額は、合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合には29万円、2,450万円超2,500万円以下の場合には15万円、2,500万円を超える場合は0円となります。

④**課税標準額**に税率をかけて所得割を算出します。

## 4 国保税を実際に計算してみましょう

世帯主（68歳） 年金収入 200万円  
 妻（63歳） 年金収入 100万円  
 子（43歳） 給与収入 300万円  
 子の妻（38歳） 給与収入 110万円  
 子の子（10歳） ※18歳未満の子の子は均等割が軽減されます。



介護納付金は、**40歳以上65歳未満の妻と子のみ**にかかります。

### ◆所得割の計算

区分	収入	必要経費等	所得	基礎控除	課税標準額	
世帯主	200万	110万	= 90万	43万	= 47万	①
妻	100万	60万	= 40万	40万	= 0	②
子	300万	98万	= 202万	43万	= 159万	③
子の妻	110万	65万	= 45万	43万	= 2万	④
課税標準額	A医療保険分、B後期高齢者支援金分、D子ども・子育て支援納付金分				208万	①～④計
	C介護納付金分（40歳以上65歳未満）				159万	②+③

◆**A医療保険分、B後期高齢者支援金分、C介護納付金分、D子ども・子育て支援納付金分**ごとに、**所得割、均等割**を計算します。

	課税標準額×税率=所得割額	加入者数×均等割=均等割額	課税額(100円未満切捨て)
A	208万×7.85%=163,280	4人×31,600+1人×15,800=142,200	305,400
B	208万×3.50%=72,800	4人×13,700+1人×6,850=61,650	134,400
C	159万×2.37%=37,683	2人×16,300=32,600	70,200
D	208万×0.23%=4,784	4人×1,700=6,800	11,500
		年税額	521,500

◆**年税額は、A医療保険分、B後期高齢者支援金分、C介護納付金分、D子ども・子育て支援納付金分**の合計（521,500円）です。※上記は、あくまで計算例で、あなたの税額ではありません。あなたの世帯の計算は、納税通知書の令和8年度国民健康保険税の算定明細をご覧ください。

## 5 国保税の軽減

国保税の軽減制度には、次のようなものがあります。前年中の所得申告が必要です。

### ●減額制度

①世帯の総所得金額等が、次の基準以下の世帯については、**均等割が減額**されます。世帯主が国保に加入・未加入にかかわらず、世帯主の所得を含めて判定します。

軽減割合	軽減判定基準所得
7割軽減世帯	世帯の所得が 43万円+(*1給与所得者等の数-1)×10万円以下
5割軽減世帯	世帯の所得が 43万円+{31万円×(被保険者数+*2特定同一世帯所属者数)} +(*1給与所得者等の数-1)×10万円以下
2割軽減世帯	世帯の所得が 43万円+{57万円×(被保険者数+*2特定同一世帯所属者数)} +(*1給与所得者等の数-1)×10万円以下

※1 給与所得者等の数とは、給与所得と公的年金所得のどちらかがある人の合計数です。

※2 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度の被保険者となった方で、以後世帯主が変わることなく引き続きその世帯にいる方です。

- 国保に加入していない世帯主の所得も合算のうえ、判定します。
- 青色事業専従者給与及び事業専従者控除は含めず判定します。
- 長期譲渡所得等の特別控除は控除前の額で判定します。
- 65歳以上の公的年金受給者については、公的年金控除後の金額から15万円を控除します。

②0～18歳の方(18歳の方は18歳になって最初の3月31日まで)の均等割が半額となります。子ども・子育て支援納付金分の均等割については、負担がありません。

③出産(または出産予定)の方で単胎妊娠の場合は、出産(予定)月の前月から2か月後までの4か月分の国保税が免除となります。多胎妊娠の場合は、出産(予定)月の3か月前から2か月後までの6か月分の国保税が免除となります。

### ●後期高齢者医療制度に関連した軽減

会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者(65歳以上75歳未満)が国保に加入した場合

A当該被扶養者にかかる所得割(当分の間)	免除
B当該被扶養者にかかる均等割(資格取得日から2年間)※	半額

※令和6年4月以前に国保加入の場合、Bの軽減は、令和8年度分については適用されません。

### ●非自発的失業者に対する軽減

倒産、解雇、雇い止めなどによる離職で失業給付を受ける方で、次の要件のすべてに該当する場合、給与所得を100分の30とみなして、国保税を算定します(軽減期間は、離職日の翌日から翌年度末まで)。軽減措置を受けるためには、申請が必要です。雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知をお持ちください。

- ①離職時の年齢が65歳未満であること。
- ②雇用保険受給資格者証(第1面)または雇用保険受給資格通知の離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか

### ●その他の減免措置

災害など特別な事情により生活が著しく困難になった方で、要件を満たした方に対する減免措置があります。

## 6 国保税の特別徴収(年金天引き)

65歳以上の国保税の納付方法は、原則として、特別徴収(年金天引き)となります。次の要件①～⑥のすべてに該当する方は、特別徴収の対象となり、年金天引き(年6回)となります。年度途中で該当した方は、10月または翌年4月に切り替えとなります。

- ①世帯主が国保の被保険者であること。
- ②国保加入者が全員65歳～74歳であること。
- ③世帯主の介護保険料が特別徴収されていること。
- ④特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること。
- ⑤介護保険料と国保税の合算額が、特別徴収の対象となる年金の2分の1を超えないこと。
- ⑥口座振替の申込みをしていないこと。

※特別徴収の方が口座振替を申し込んだ場合は、口座振替の開始時期から普通徴収となります。

## 7 75歳到達年度は、年金天引きから納付書での納付に変わります

世帯主が年度の途中で75歳になる場合、国保から後期高齢者医療制度に移行するため、国保税は特別徴収(年金天引き)ではなく、普通徴収(納付書での納付)となります。また、75歳到達月分からの後期高齢者医療保険料の納付書が届きますが、国保税は75歳到達月の前月分までを計算しています。納期が重複することはありますが、算定期間の重複はありません。

## 8 国保税の納期

普通徴収の納期限は、毎年7月から翌年2月までの各月末(土曜・日曜・祝日のときは、金融機関の翌営業日)で、年度内8回払いです。令和8年度の第6期の納期限は12月25日です。各納期限の額は、月額ではありません。

納付方法の詳細については、別添「市税・国民健康保険税の納付方法のご案内」をご覧ください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
②特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
	← 仮徴収 →						← 本徴収 →					

特別徴収の1期～3期は、仮徴収といい、前年度2月の特別徴収額と同額、または前年度年税額の6分の1の額が天引きされます。4期～6期は、本徴収といい、決定した年税額から1期～3期で仮徴収された税額を差し引いた額の3分の1の額が天引きされます。

※10月から特別徴収が始まる場合、1期～3期(7月末から9月末)は納付書(普通徴収)での納付となります。

## お問合せ先

課税内容について  
…国保年金課国保税係 029-224-1111(内線 2791,2792,2793,2794)  
029-232-9526(直通)

納税相談について  
…収税課整理第1～4係 029-224-1111(内線 1722,1732,1742,1752)